被保険者証記号 被保険者証番号

直接的必要経費申告書

私の被扶養者「	」の認定に伴い、自営業者としての	直接的経費の内	内容について次のとおり別添	(先に提出した)
収支内訳書の細目を申告致し	ます。			
◎各種経費の混在について該当	áされる項目について「選択」レ点、 記	己入してください		
□地代家賃の中には、事業部	部分と住居部分が混在しています			
□水道光熱費の中には、事業	業部分と住所部分が混在しています			
□旅費交通費の中に含まれる	る「通勤に伴う経費」は(円)です。		
□通信費の中には、事業用と	:自宅用が混在しています			

◎直接的必要経費として、自己申告する経費の内容等を記入してください

□消耗品費の中には、事業用と自宅用が混在しています

経費科目	金額	内容	※認定可否
			可•否

尚、被扶養者の状況に変更があった場合には速やかに連絡するとともに、本申告内容に 相違があった場合は、遡って被扶養者資格を取消されても異存ございません。

認められる経費・認められない経費一覧

△の経費であって備考欄の条件を満たす場合は「直接的必要経費申告書」の添付が必要です。

	控除の				
科目(所得税法)	可否	備考			
 売上(仕入)原価	0				
		1. 給与を支払った者が、配偶者、3親等内の親族(事上婚姻関係にある者を含む)の			
	×	場合は、その金額が経費として認められません。			
 給与賃金		 2. 従業員に、給与・賃金・雇用費等を支払っている場合は、経費として認められません。			
		(使用人を雇い、給与経費を支払っている場合は経営者であり、健康保険制度の趣			
		旨から被扶養者として認められないということです。)			
		1. 事業所の所在地と自宅の住所が同一の場合は、事業所負担分と自宅負担分が明確に			
地代家賃	Δ	できる書類を添付された場合に限って経費として認められます。			
		2. 貸主が親族の場合は、経費としては認められません。			
水道光熱費					
通信費					
修繕費	_	地代家賃と同じであるが、事業内容による必要性を勘案して、経費の可否を判断する。			
消耗品費					
燃料費					
荷作運賃					
外注工賃					
減価償却費					
貸倒金、利子割引料					
租税公課、旅費交通費					
広告宣伝費、接待交際費					
損害保険料、福利厚生費	×	これらの費用は経費として認められません。			
研修費、加盟料		C119の具用は柱具CU Ciacのの1はでん。			
雑費、衣装・美容代					
新聞図書費、会議費					
支配手数料、教材費					
青色申告特別控除費					
借入金利子					